

——Homeschooling News——

ケース 1

教育委員会から 「1日も登校しない場合は、教科書を渡さない」 と言われたケースについて

< Aさん >

教育委員会から「1日も登校しない場合は教科書を渡さない」との連絡を受けました。

現在、全国のチア・メンバーのホームスクーラーの方々に教科書の提供を希望された皆さんは、ほかの児童・生徒と同様に、教科書等の無償提供を受けている旨を伝えました。

すると、副校長が教育委員会へ連絡を取ってくださり、健康診断などで学校へ行った日を出席扱いにするとのことです。教科書等、提供していただくことになりました。

憲法、教科書無償措置法に照らし合わせると、不当な対応と言えます。今後も、もし何か不利益がある扱いや通知等が再発した場合は、すぐに連絡ください。

チアでは、聖書に立つ教科書シリーズや、一般のカリキュラム等の利用など自由に選択くださればと思い、ホームスクーリング展開のために教科書が必須とも考えていませんが、とても役立つ内容が多く含まれているとも考えていま

す。

教科書の無償配布は、国民や事業者等からの税金をもとに行われています。Aさんも国民として税金を払っておられます。ほかの児童生徒と公平に、教科書等を無償で受け取る権利は、当然有しておられます。憲法に基づき、社会権としても当然の権利として与えられています。教育委員会・学校側も、学籍を有し、配布を希望している児童・生徒には、公平に教科書等を提

< 稲葉 >

進学、おめでとうございます。良かったですね。

教科書、資料集、ワークブック等の配布教材ですが、登校日数に関わらず、必ずもらえます。今回、「出席しないなら教科書を渡さない」と通知した学校・教育委員会の対応は、



供する責任があります。教育機会確保法では「多様な学習の重要性に鑑みる」責任が明記されています。

この点について南木武輝弁護士は以下のように解説くださっています。

「教科書等の無償提供（法律では「給与」という言葉が使われています）は、憲法 26 条 2 項の『義務教育は、これを無償とする』の理念に由来しており、教科書無償措置法第 5 条 1 項において『教科用図書を、それぞれの当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする』と定めており、学籍を有する児童・生徒は、当然その対象者であって、登校の有無は関係ありません。なお、文科省は、海外在住の義務教育年齢にある日本人子女に教科書の無償提供を行っています。」

ご存じの通り、「教育機会確保法」では、「多様で適切な学習活動の重要性に鑑み」ることを明確に記されています。このように、今回のような教育委員会の当初の対応は不当な圧力と言えます。

また今回、A さんに教育委

員会が伝えた「教科書を与えているので、出席してください。出席しないなら、教科書は与えることができなくなります」「健康診断に出席したことを登校とみなしてあげますので、教科書は恵んであげましょう」という発言・姿勢、また教科書配布について教育委員会側が示した根拠等も、不当と言えると思います。本来、教科書の授受は、上記の通り、多様な教育を選択している児童・生徒にも当然の責務として行われるべきものでもあります。

もちろん、様々な目的から教育委員会・学校側とよくコミュニケーションを取り、敬意を持って、祝福を祈り、感謝し、良好な関係で交わりながら進むことはとてもよいことだと思います。しかし、教科書を受け取るためには学校に通わせなければならないと考える必要はありません。

神様から第一義の使命と責任が与えられた親が憲法・法への順法精神のもとで、保証されている主導権をしっかりと握り、安心して、堂々と教育を行って子どもたちを育み、学校との関係や出席等は、その都度、必要に応じて判断、

対応いただければよいのではないかと思います。

今回は、特に事無く、教科書等使用できてよかったです。今後もし何かあれば、何でも連絡ください。

< A さん >

私たち家族にとってホームスクールのする上での節目となり、チャレンジも増えるかと思いますが、いつも神様に信頼し、試行錯誤しながらもホームスクールを続けていこうと思います。

チアが存在と、そこから広がった繋がりや、私たちにとても大きな大きな支えです。

< 稲葉 >

ハレルヤです。神様の恵みと憐れみに感謝です。ささやかでも、A さんたちのために少しでも貢献できるように…と祈って歩んでいきたいと思っています。とても励まされます。

いつもお忙しいと思いますが、ホームスクーリングも一息入れながら、ご家族で良き夏休みをエンジョイください。ますますの祝福を祈っています。